

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 8 年 3 月 2 日

広島県知事 横 田 美 香

1 業務内容

(1) 業務名

広島県首都圏広報等サポート業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島県 外

(5) 事業予算額

14,150 千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、契約時には、県外情報発信のための経費等*として、これとは別に 16,800 千円（消費税及び地方消費税を含む）を加えて契約する予定。

※県外情報発信のための経費等：

メディア誘致のために必要となる取材旅費・宿泊費、タイアップ記事掲載料、メディア誘致を前提としたイベント開催に係る経費、メディアキャラバン及びプレスツアー実施のための実費、その他情報発信や露出の効果を高めるために発生する経費など、県と事前に調整した上で、必要と認めた経費（いずれも、受託者の人件費を除く）。

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。
- (4) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県総務局広報課（広島県庁本館 2 階）
電話 (082) 513-2374
電子メール soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp

イ 交付期間

令和 8 年 3 月 2 日（月）から令和 8 年 3 月 12 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記（1）アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 12 日（木） 午後 5 時【必着】
持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 13 日（金）までに通知する。

(3) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出場所

上記(1)アの場所

イ 参加申出期限

令和8年3月5日(木) 午後1時

ウ 説明会開催日

令和8年3月10日(火) 午後3時

エ 説明会開催場所

オンライン(参加希望者へは、詳細を別途通知する。)

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年3月23日(月) 午後5時【必着】

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県首都圏広報等サポート業務公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行う。

審査はプレゼンテーションにより行い、選定委員会の審査により最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) プレゼンテーション審査

次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。

ア 日 時：令和8年3月25日(水)

イ 場 所：広島県庁又はオンライン(提案者の希望に応じる)

ウ その他：開始時間等の詳細は別途通知する。

(3) 提案書評価基準

評価項目については、「広島県首都圏広報等サポート業務委託 提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(4) 結果の通知

令和8年3月26日(木)までに、全ての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務
公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 県の競争入札参加資格の認定
最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けるものとする（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。
- (6) 公募型プロポーザルの延期及び中止
本件調達に係る歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。
- (7) その他
公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県総務局広報課（広島県庁本館 2 階）
電話：(082) 513-2374
電子メール：soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp